

熊谷市工場立地法地域準則条例 (工場立地法に基づく緑地率等緩和のお知らせ)

市内の特定工場の皆様へ

このたび本市では、工場立地法に基づく緑地率等の基準を緩和する「熊谷市工場立地法地域準則条例」を制定し、令和3年4月1日から、市内の特定工場に適用される緑地率等の基準が緩和されました。

○工場立地法とは

工場が環境の保全を図りつつ、適正に立地するよう、一定規模以上の工場（※特定工場）の敷地利用に関し、生産施設、緑地、環境施設の面積率などを定めています。特定工場の新設等を行う際は市に届出を行わなければなりません。

※特定工場：敷地面積9,000㎡以上又は建築面積の合計3,000㎡以上の製造業、電気・ガス・熱供給業（水力、地熱及び太陽光発電所は除く）の工場

◎基準緩和の内容

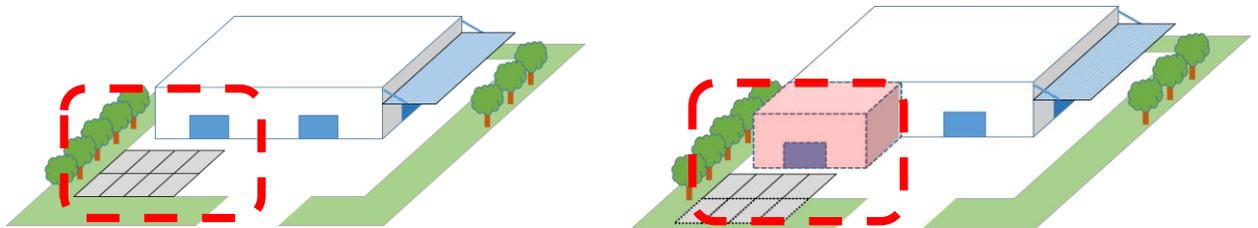
これまで

区分 \ 区域	準工業地域	工業地域及び工業専用地域	市街化調整区域	その他の区域
緑地	20%以上			
環境施設	25%以上			
重複緑地	25%まで			

緩和後

区分 \ 区域	準工業地域	工業地域及び工業専用地域	市街化調整区域	その他の区域
緑地	10%以上	5%以上	5%以上	20%以上
環境施設	15%以上	10%以上	10%以上	25%以上
重複緑地	50%まで			

✓ポイント 敷地の有効活用が可能に



《お問合せ先》

熊谷市 産業振興部 企業活動支援課 企業活動支援係

電話：048-524-1111（内線468・505）